議案第34号

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区印鑑条例の一部を改正する条例

東京都板橋区印鑑条例(昭和50年板橋区条例第24号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次の者について」を「次に掲げる者」に改め、同項 第2号中「成年被後見人」の次に「(法定代理人が同行した上で、次条 第2項に規定する申請をした者(以下「同行成年被後見人」という。) を除く。)」を加える。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、登録申請者が成年被後見人である場合に あつては、法定代理人が同行した上で、自ら印鑑を提示して、印鑑登 録申請書により、申請しなければならない。

第5条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該登録申請者が成年被後見人である場合にあつては、法 定代理人を同行させた上で確認を行うものとする。

第7条第2項中「記録」を「記載(法第6条第3項の規定により磁気 ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくこ とができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する住民票にあつては、 記録。以下同じ。)が」に改める。

第8条第1項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク (これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)」を削り、同項第7号中「が記録」を「の記載が」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、印鑑の登録を受けた者が同行成年被後見人である場合にあっては、当該印鑑の登録を受けた者に対して直接交付するものとする。 第10条に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者が同行成年被後見人である場合にあつては、 法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

第11条に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者が同行成年被後見人である場合にあつては、 法定代理人が同行した上で届け出なければならない。

第14条第1項に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者が同行成年被後見人である場合にあつては、 法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

第14条第2項に次のただし書を加える。

ただし、当該印鑑登録者が同行成年被後見人である場合にあつては、 法定代理人が同行した上で申請しなければならない。

第16条中「登録申請者」の次に「(成年被後見人を除く。)」を、「印鑑登録者」の次に「(同行成年被後見人を除く。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 印鑑登録者が同行成年被後見人である場合であつて、第10条に規 定する申請を自ら行うことができないときは、法定代理人により行う ことができる。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係 法律の整備に関する法律の制定等を踏まえて、印鑑の登録を受けること ができない者を改める等するほか、所要の規定整備をする必要がある。